

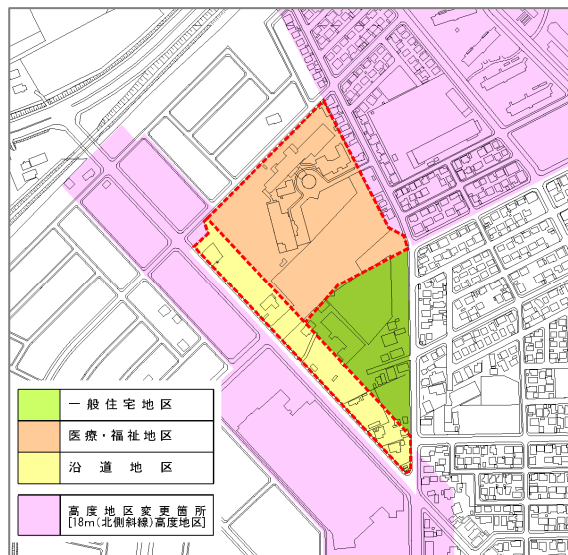
曙11条2丁目地区地区計画の変更について



1 都市計画変更の内容

地区計画の変更

- (1)名称：曙11条2丁目地区地区計画
- (2)位置：札幌市手稲区曙11条2丁目 《市街化調整区域、航空写真参照》
- (3)変更内容：「医療・福祉地区」及び「沿道地区」の「建築物の高さの最高限度」をそれぞれ20mから18mに変更する。



2 経緯

- ・札幌市では、当地区のように周辺が市街化区域に囲まれている市街化調整区域については周辺市街地と調和のとれた土地利用が行えるよう「地区計画制度」を活用することとし、用途地域の指定に代わる基本的な土地利用のルールとして地区計画を定めてきた。

3 理由

- ・当地区は、周辺市街地と調和し、健全で一体的に都市的土地利用が図られるよう地区計画を定めている。
- ・この度、用途地域等の全市見直しにより当地区周辺の市街地の高度地区が変更されるのに伴い、その制限内容と整合を図るため、地区計画を変更する。